

お客さまから「贈与」に関する相談を多く受けます。贈与をうまく活用したいという相談はもちろんですが、基本的な内容についての相談が大半を占めています。

今年も残すところ1か月半。今年の贈与をまだ実行していない人、もう少し贈与をしてもいいと思っている人はもちろん、すでに今年の贈与は完了したという人も、もう一度贈与について考えてみましょう。

今回は、生前贈与を賢く活用するために知っておきたいキホンについてご説明します。



贈与の基本的な仕組み

贈与の仕組み、押さえておきたいポイントは右表のとおりです。

贈与は「贈与を受けた人」ごとに、毎年110万円の基礎控除があります。

つまり、贈与を受けた

人は、祖父母・父母・それ以外の人達何人から贈与を受けても、110万円以下しか無税となりません。

ただし、贈与者が亡くなり相続税を計算する際、相続人が相続開始前3年以内に受けた贈与財産の価額が加算されます。

もらう人(受贈者)	条件なし
あげる人(贈与者)	条件なし
納税義務者	受贈者
基礎控除額	110万円
メリット	計画的に行えば、節税効果が大い。
デメリット	贈与の非課税枠が小さく、子供に財産を移すには年数がかかる。また、契約書等で贈与契約の証明が必要。

贈与を計画的に行う

贈与を有効活用するためのポイントは、「なるべく多くの人に贈与をする」・「長い期間継続して実施する」ことです。

贈与税を払って、思い切った贈与

贈与は、非課税枠110万円以内に抑えて長期間行うことも有効ですが、贈与税を払って思い切った贈与をすることも検討してみましょう(下表)。実効税率の低い範囲で、贈与を繰り返すことにより、より多くの財産を贈与することが可能です。

例えば、毎年300万円を10年間贈与した場合、贈与額の合計は3000万円、贈与税は190万円となります。このとき、実効税率は約6.3%で、相続税率(10~50%)よりも有利となります。

a.贈与額	110万円	300万円	500万円
b.基礎控除	110万円	110万円	110万円
c.課税価格(a-b)	0万円	190万円	390万円
d.贈与税率	-	10%	20%
e.控除額	-	-	25万円
f.贈与税額(c×d-e)	0万円	19万円	53万円
実効税率(f÷a)	-	6.3%	10.6%

贈与税を計算してみましょう

贈与税は、納税義務者である「贈与を受けた人」を基準に、その年に受けた贈与の金額で計算します。

贈与税は次の計算式にあてはめると簡単に計算できます。

①贈与財産の課税価格(注1) - 基礎控除(110万円)

= 贈与財産の基礎控除後の課税価格

② ① × 税率 ※ - 控除額 ※ = 納付すべき贈与税 (※贈与税速算表)

注1 贈与した金額に、みなし贈与財産を加算、非課税財産を減算

■主なみなし贈与財産…低額譲渡(財産評価額を大きく下回る金額で譲り受けた際の差額)、保険料を負担しない生命保険金、肩代わりしてもらった借金、帳消ししてもらった借入金等

■主な非課税財産…法人から贈与された財産(ただし所得税の対象)、扶養義務のある人からもらった教育費・生活費、香典・見舞金等

贈与財産の基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額(万円)
200万円以下	10	-
200万円超~300万円以下	15	10
300万円超~400万円以下	20	25
400万円超~600万円以下	30	65
600万円超~1000万円以下	40	125
1000万円超~	50	225

孫へ一代飛ばしで贈与

誰に財産をあげるか?を検討する場合、子供や配偶者だけでなく孫への贈与も検討します。親→子、子→孫という相続の順番を一つ飛び越えるため、相続税の課税が一回減ることになります。

住宅取得等資金の贈与税非課税枠(500万円)を活用

直系尊属からの贈与により取得した住宅取得等資金について、一定の要件を満たす場合には500万円まで非課税とする制度が創設されています。制度のポイントは次のとおりです。

もらう人(受贈者)	20歳以上
あげる人(贈与者)	直系尊属(親・祖父母・曾祖父母)、年齢制限無し
もらうもの(贈与財産)	居住用家屋取得のためのお金 対象となる家屋については、床面積50㎡以上等の条件
時期	平成21年1月1日~平成22年12月31日までの贈与
非課税枠	2年間で通算して、最高500万円まで
居住要件	贈与を受けた翌年の3月15日までに家屋の引渡しを受け、遅くとも年末までに引越しをしていること
申告要件	翌年2月1日から3月15日までに贈与税の申告が必要

この措置は他の控除等との併用が可能となっています。

■暦年課税の場合:610万円が非課税(110万円+500万円)

■相続時精算課税の場合:最大4000万円※が非課税(3500万円+500万円)(※住宅取得等資金の特別控除1000万円を併用した場合)

ただし、相続時精算課税制度の適用を検討する場合、500万円を超える部分については、相続時に相続税の計算に算入されます。

贈与と申告の時期

贈与税の対象期間は、1月1日~12月31日までの暦年です。

例えば、2009年(1月1日~12月31日)に300万円の贈与を受けた場合、基礎控除の110万円が適用され税額は19万円となります。申告は2010年(2/1~3/15)に行います。2010年は、また基礎控除の110万円を適用することが可能です。仮に、12月に110万円、翌年1月に110万円贈与した

場合、2カ月で220万円を無税で贈与が可能です。しかも、贈与の金額が非課税(基礎控除110万円)枠内であれば、申告の必要もありません。



贈与の成立には「合意」が必要

贈与は、贈与する側・贈与を受ける側の合意が大前提。単に、「あげます」「もらいます」という口約束だけでなく、贈与契約書の作成、金銭のやりとりを振込で行う等、証拠を残しておくことによいでしょう。形式的ではなく実質的に財産をわたす(通帳や印鑑を渡す等)ことも重要です。